

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 特許業務法人HARAKENZO WORLD PATENT & TRADE MARK 様 〒530-0041 日本国 大阪府大阪市北区天神橋2丁目北2番6号 大和南森町ビル	<h2 style="margin: 0;">PCT</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]</p>
出願人又は代理人の書類記号 19R00267	発送日 (日.月.年) 10.03.2020
今後の手続については、 下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/050149	国際出願日 (日.月.年) 20.12.2019
優先日 (日.月.年) 21.12.2018	
国際特許分類 (IPC) H04N 19/436(2014.01)i; H04N 19/70(2014.01)i FI: H04N19/70; H04N19/436	
出願人 (氏名又は名称) シャープ株式会社	

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 20.02.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 鉢呂 健 5C 1213 電話番号 03-3581-1101 内線 3539
--	-------------------------	--

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.

出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.

国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.

国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))

紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見:

第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-4	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-4	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-4	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1:

WANG, Ye-Kui et al., Spec text for the agreed starting point on slicing and tiling, Joint Video Experts Team (JVET) of ITU-T SG 16 WP 3 and ISO/IEC JTC 1/SC 29/WG 11 12th Meeting: Macao, CN, 3-12 Oct. 2018, [JVET-L0686-v2], JVET-L0686 (version 2), 2018.10.08, JVET-L0686-v2.docx; p. 1, JVET-L0686-v2-SpecText.docx; pp. 28-29, 特に、Subclauses 7.3.3, 7.3.4.1

文献2:

TERADA, Kengo et al., CABAC termination for the end of tile/WPP, Joint Collaborative Team on Video Coding (JCT-VC) of ITU-T SG 16 WP 3 and ISO/IEC JTC 1/SC 29/WG 11 11th Meeting: Shanghai, CN, 10-19 Oct. 2012, [JCTVC-K0182], JCTVC-K0182 (version 2), 2012.10.14, pp. 1-2, 特に、Clauses 1-2

説明:

(1) 請求項1, 3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び文献2より進歩性を有しない。

文献1(Subclauses 7.3.3, 7.3.4.1)には、次の発明が記載されている。

ピクチャを1つ以上の矩形領域に分割したタイルグループであって、1つ以上のセグメントから構成されるタイルグループの符号化データを復号する動画復号装置であって、対象タイルグループ内のタイル数(Subclause 7.3.3; 「num_tiles_in_tile_group_minus1」)を復号するヘッダ復号部と、CT情報復号部と、を備える動画復号装置。

請求項1に係る発明と、文献1に記載された発明とを対比すると、次の相違点がある。

(相違点1) 請求項1に係る発明は、対象タイルグループ内のセグメントが1CTU高さのCTU行であることを示すWPP有効フラグを復号し、WPP有効フラグが1の場合に、CTU行右端のCTUを復号後に固定値の第1のセグメント終端ビットを復号するのに対して、文献1には、そのようなことは記載されていない点。

当該相違点1について検討する。動画符号化において、WPPは極めて一般的な並列処理であるところ、WPPを採用した場合に、WPP substreamの終端においてCABAC terminationが必要となることは、文献1に記載された発明にも共通する自明な課題である。そして、当該課題を解決するための手段として、文献2には、セグメントが1CTU高さのCTU行であることを示すWPP有効フラグ(Clauses 1-2; 「entropy_coding_sync_enabled_flag」)を復号し、WPP有効フラグが1の場合に、CTU行右端のCTUを復号後に固定値の第1のセグメント終端ビット(Clause 2; 「end_of_sub_stream_one_bit」)を復号することが記載されている。したがって、文献1に記載された発明において、文献2に記載のように、セグメントが1CTU高さのCTU行であることを示すWPP有効フラグを復号し、WPP有効フラグが1の場合

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

合に、CTU行右端のCTUを復号後に固定値の第1のセグメント終端ビットを復号することは、当業者が容易に想到し得ることである。

よって、請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び文献2より進歩性を有しない。

同様の理由により、請求項3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び文献2より進歩性を有しない。

(2) 請求項2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び文献2より進歩性を有しない。

文献1(Subclause 7.3.4.1)には、タイルの右下のCTUを復号後に固定値の第2のセグメント終端ビット(「end_of_tile_one_bit」)を復号することが記載されている。

(3) 請求項4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び文献2より進歩性を有しない。

文献1(Subclause 7.3.4.1)には、次の発明が記載されている。

ピクチャを1つ以上の矩形領域に分割したタイルグループであって、1つ以上のセグメントから構成されるタイルグループの符号化データを復号する動画像復号装置において、タイルの最後で、セグメント終端ビット(「end_of_tile_one_bit」)とバイトアライン(「byte_alignment()」)を復号する、動画像復号装置。

請求項4に係る発明と、文献1に記載された発明とを対比すると、次の相違点がある。

(相違点2) 請求項1に係る発明は、対象タイルグループがWPPを利用する場合には、CTU行の最後で、セグメント終端ビットとバイトアラインを復号するのに対して、文献1には、そのようなことは記載されていない点。

当該相違点2について検討する。動画像符号化において、WPPは極めて一般的な並列処理であるところ、WPPを採用した場合に、WPP substreamの終端においてCABAC terminationが必要となることは、文献1に記載された発明にも共通する自明な課題である。そして、当該課題を解決するための手段として、文献2(Clause 2)には、WPPを利用する場合には、CTU行の最後で、セグメント終端ビット(「end_of_sub_stream_one_bit」)とバイトアライン(「byte_alignment()」)を復号することが記載されている。したがって、文献1に記載された発明において、文献2に記載のように、対象タイルグループがWPPを利用する場合には、CTU行の最後で、セグメント終端ビットとバイトアラインを復号することは、当業者が容易に想到し得ることである。

よって、請求項4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び文献2より進歩性を有しない。

第Ⅷ欄

国際出願についての意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

・ 請求項1-3は、PCT 第6条に規定される明確性に関する要件を満たしていない。

請求項1には、「対象タイルグループ内のセグメントが矩形のタイル、1CTU高さのCTU行の何れがあるかを示す対象タイルグループ内のタイル数、WPP有効フラグを復号する」という記載がある。

しかし、「対象タイルグループ内のセグメントが矩形のタイル、1CTU高さのCTU行の何れがあるかを示す」という記載は、「対象タイルグループ内のセグメントが、矩形のタイルであるか、1CTU高さのCTU行であるかを示す」という意図であるのか、「対象タイルグループ内のセグメントに、矩形のタイルと、1CTU高さのCTU行と、の何れがあるかを示す」という意図であるのかが明確でない。

また、「対象タイルグループ内のタイル数、WPP有効フラグを復号する」という記載は、「対象タイルグループ内のタイル数」と「WPP有効フラグ」とを復号するという意図のように思われる。しかし、この場合、「対象タイルグループ内のセグメントが矩形のタイル、1CTU高さのCTU行の何れがあるかを示す対象タイルグループ内のタイル数・・(中略)・・を復号する」ということが、どのような技術的事項を指し示すのかが、出願時の技術常識を考慮しても理解できない。また、「WPP有効フラグ」については、「WPP有効フラグ」が「対象タイルグループ内のセグメントが1CTU高さのCTU行であるかを示す」ことまでは理解できる。しかし、「WPP有効フラグ」と「タイル」との関係が明確でない。

よって、請求項1の上述の記載を、「対象タイルグループ内のセグメントが1CTU高さのCTU行であるかを示すWPP有効フラグと、対象タイルグループ内のタイル数と、を復号する」という意図であると解釈して調査を行った。また、請求項3の対応する記載についても同様に解釈して調査を行った。